

令和2年4月8日

新入生・在学生各位

東邦大学長

## 緊急事態宣言発令に係る本学の対応について

今般、新型コロナウイルス感染症への対応として、東京、千葉を含む7都府県を対象に緊急事態宣言の発令がなされました。これを受け、本学の教育・研究・学生支援活動については、下記の対応を取ることにいたします。なお、この対応は、今後発出される緊急事態措置および状況の変化等により、変更されることがあります。

記

### 【キャンパス入構制限】

5月6日(水・祝)までの間、各キャンパスへの学生の入構は原則として認めません。  
当該期間のキャンパスにおける諸活動については、以下の通りとします。

▶ **大学院の授業：**

対面による授業に関しては、学部同様、5月7日(木)を開始とします。

▶ **研究活動：**

学生の行う研究活動については自宅での作業とします。学生が実験・研究を継続するためにキャンパスに立ち入ることを原則禁止します。

▶ **学生生活等に関する諸手続等：**

証明書発行、奨学金事務等、これまでキャンパスで行っていた学生生活等に関する諸手続等については、各学部・研究科等の指示に従ってください。

▶ **メディアセンター：**

閉館します。ただし医学メディアセンターについては、医療従事者への資料提供のため短縮開館します。

### 【海外渡航プログラム】

正規課程内・外を問わず、2020年度開講予定の海外渡航プログラムは全て中止します。

※ 現時点で、対面による一斉授業開始時期(5月7日(木))及び遠隔授業・課題等による授業開始時期(4月20日(月))に変更はありません。

※ 具体的な実施内容・手続等については、学部・研究科からの通知をウェブサイト、教育ポータル、Active Academy等で確認してください。

引き続き、手洗い・手指消毒、人混みの回避などの感染予防に努めてください。特に不要不急の渡航・外出を自粛し、帰省や旅行等の居住地域を超えた移動については慎重に判断してください。また、以下に該当する場合、速やかに大学へ連絡するようお願いいたします。

#### 大学への電話連絡が必要となる場合

- ① 37.5度以上の発熱を伴う風邪の症状がある
- ② 渡航先の国・地域を問わず、海外から帰国して2週間以内
- ③ 国内にあっても感染者及び感染が疑われる方と接触があって2週間以内
- ④ 同居する帰国者が陽性である、または37.5度以上の発熱を伴う風邪の症状がある

自宅待機し、健康推進センターに速やかに電話連絡して下さい。

大森地区：03-5763-6508

習志野地区：047-472-9388

以上